

平成30年8月2日

都道府県空手道連盟理事長 各位

競技団体長 各位

公益財団法人全日本空手道連盟

専務理事 有竹 隆佐

(公印省略)

審判委員会委員長 高橋 和夫

一部組手競技規定の統一見解について（通知）

平素は本連盟の事業活動に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、一部審判ルールについて見解の相違が見受けられるとのご指摘がありました。つきましては、別添のとおり統一見解としてご通知申し上げますので、周知徹底していただきま
すようお願い申し上げます。

組手競技規定の確認事項について

1. 団体戦における得点について

第7条 判定基準

6. 団体戦において、チームの勝利者数又はポイント数が十分である場合、競技終了となる。

※補足説明—ポイント数が十分とは11ポイント差のこと。

2. 12歳未満の組手競技規定

・全ての得点部位（上段及び中段）への技は、部位までの近い距離にコントロールされたものでなければならない。

1) 上段部位への得点技について

① 得点距離を10cm以内とする。スキンタッチにはカテゴリー1の忠告を与える。

② 上段蹴りは軽微なスキンタッチも得点とならない。軽微なスキンタッチにはカテゴリー1の忠告を与える。

2) 中段部位への得点技について

① ジュニア&カデットルールと同様に行う。

過度の接触と認められた場合、カテゴリー1の違反とする。

・禁止事項 — 足払い、又はその他テイクダウン(引き落とし—投げも含む)の技は禁止とする。

① 足払い、テイクダウンの技を掛けようとした場合、カテゴリー2の違反とする。

主審はカテゴリー2・危険技の補助動作を行い副審の同意を得る。

② 足払い、テイクダウンの技を掛けた場合、カテゴリー1の違反とする。

主審はカテゴリー1・過度の接触の補助動作を行い副審の同意を得る。

競技規定訂正: 上段部位へのコンタクトは、軽微であっても原則的に罰則(ペナルティ)が科せられる。

ルールの再確認について

一部に間違ったルールの情報が流布されました。委員会として看過できない状況下と判断しましたので再確認のためお知らせを致します。

1. 無防備について

過度の接触、又は負傷した場合に無防備かどうかを考慮する。

ジュニア&カデットにおけるスキンタッチには忠告のみが与えられ、その状況において無防備を与えることはない。

2. 副審のカテゴリー1の違反の旗表示について

いずれの交差した旗は、副審の胸の前に伸ばして出す、又は違反した選手側に伸ばして出す。

3. 試合終了間際の得点について

主審はその得点が時間内か判断がつかない場合は、監査に確認してよい。また、監査は明らかに時間外にもかかわらず主審が得点を宣告しようとしたならば、笛を吹くと同時に旗で合図する。その後主審は小さく「取りません」を行い、得点の旗を下ろすよう促す。

平成30年7月30日

(公財)全日本空手道連盟審判委員会
委員長 高橋 和夫